

特定外来生物等の第二次選定にあたっての基本的な考え方

平成17年4月5日
特定外来生物等専門家会合

1 第一次選定を踏まえた検討対象の考え方

第一次選定においては、生態系等への被害について科学的知見があり特定外来生物指定に向けての条件が整っている37種類を選定した。

第二次選定においては、第一次選定の際、「生態系等への影響について文献等で指摘があり、さらに知見・情報の充実に努める必要のある外来生物(要注意外来生物)」を主な検討対象とし、新たに知見が得られた種及びIUCN「世界の侵略的外来種ワースト100」リストに掲げられた生物等についても、予防的観点から検討対象として取り上げる。

特定外来生物被害防止基本方針第2.1.ウにおいて、他法令上の措置により外来生物法と同等程度の規制がなされていると認められるものは、選定の対象としないこととされている。こうした他法令との関係を前提として、科学的知見の不足等により、他法令の規制対象かどうか明確でない生物について、本法の規制対象とする可能性がないか検討する。

〔セイヨウオオマルハナバチについては、年内程度を目途に指定についての検討作業を進める。〕

2 選定にあたっての検討方法

第二次選定作業においては、専門家会合の討議により生態系等への被害が確実と推定されるものについては、その生物学的根拠を記述しつつ、特定外来生物選定の検討にあたっての根拠として採用する。

各分類群グループ専門家会合においては、本基本的考え方を踏まえ、分類群ごとに作成した「外来生物の特徴と選定に際しての留意点」を改訂し、検討を行う。

削除: 第一次選定作業においては、生態系等への被害についての科学的根拠が既存文献にないものについては、検討対象から除外していたが、

3 第二次選定のスケジュール

4月から分類群ごとの専門家グループ会合を開催し、7月末に専門家全体会合を開催して第二次選定作業を終了する予定。なお、分類群ごとの進捗をみつつ、6月上旬に全体会合を開催して中間的とりまとめを行う。

特定外来生物選定フロー（第二次）

会合の構成

第3回全体専門家会合
4月5日
・パブコメ結果（報告）
・第2次指定以降の進め方の確認

- ・全般2名（動物、植物各1名）
- ・分類群6名（6WGの座長）
- ・その他4名（農学、経済、緑化、飼養各1名）

会合の構成

- ・哺乳類・鳥類（5/18）
- ・爬虫類・両生類（5/23）
- ・魚類（5/27）
- ・昆虫类等陸生節足動物（5/25）
マルハナバチ小グループ（5/13）
- ・無脊椎動物（陸生節足動物を除く）（5/30）
- ・植物（5/13,6/1）

専門家グループ会合（WG）
5月中旬～6月上旬
・グループ毎の選定方針の確認
・第2次以降の検討対象生物の確認

第4回全体専門家会合 6月9日
・法律の施行状況について（報告）
・グループ会合における検討状況の報告

法律の施行 6月1日

専門家グループ会合（WG）
7月
・特定外来生物候補の検討
・未判定外来生物候補の検討
・種類名添付生物候補の検討
・要注外来生物リストの確認

第5回全体専門家会合 7月下旬
・第二次特定外来生物等候補リストの作成

パブリックコメントの実施 8月上旬～9月上旬
WTO通報手続 8月上旬～10月上旬
・特定外来生物等の選定、飼養等基準の策定

第6回全体専門家会合
（パブコメを踏まえ、修正する必要がある
あれば開催）

政省令公布・告示
・特定外来生物等の指定
・飼養等基準の策定等